

令和5年（2023年）個別的労使紛争のあっせん事件一覧表（12月末現在終結分）

1 前年からの繰越事件

なし

2 新規事件

番号	あっせん事項	申請者	経路	雇用形態	業種	従業員数	申請年月日 開始年月日	終結 年月日	所要 日数	終結 区分
1	解雇理由の明示、不当解雇に伴う経済的損害の補償金の支払	労	知人	契約社員	その他の教育、学習支援業	12	R5. 1. 18 R5. 2. 13	R5. 3. 6	48	解決
2	賞与の支払	労	労働局	正社員	社会保険・社会福祉・介護事業	80	R5. 3. 20 —	R5. 4. 28	40	取下げ
3	労働者の雇用取消しの確定、和解金の支払による解決	使	社会保険 労務士	正社員	輸送用機械器具製造業	12	R5. 4. 5 —	R5. 4. 28	24	取下げ
4	雇止めの撤回、勤務していた営業所での勤務継続	労	弁護士	契約社員	その他の小売業	164	R5. 4. 4 R5. 4. 19	R5. 5. 12	39	打切り
5	解雇の取消及び復職、解雇中の賃金保証、雇用条件の誠実な履行	労	労働組合	準社員	医療業	90	R5. 5. 11 R5. 6. 12	R5. 7. 5	56	打切り
6	ハラスメントの認定、退職理由を会社都合とすること、慰謝料等の支払	労	弁護士	正社員	技術サービス業	100	R5. 6. 6 R5. 8. 9	R5. 8. 31	87	解決
7	復職時の配置転換	労	国の 関係機関	その他	社会保険・社会福祉・介護事業	30	R5. 6. 12 —	R5. 9. 19	100	取下げ
8	・解雇予告手当の支払及び解雇証明書の交付。 ・上記が困難な場合、休業補償期間内の補償金額を全額とすること。	労	労働組合	派遣社員	職業紹介・人材派遣業	395	R5. 9. 6 —	R5. 10. 23	48	取下げ
9	・申請者のハラスメント被害を踏まえた職場環境の配慮。 ・上記が困難な場合、退職となるため、離職票の退職理由を会社都合とすること。 ・慰謝料、賃金相当損害金及び診療に要した費用の支払。	労	弁護士	正社員	廃棄物処理業	140	R5. 9. 13 —	R5. 10. 11	29	取下げ

10	<ul style="list-style-type: none"> 退職金の追加支払。 安全配慮義務違反に伴う慰謝料の支払。 退職によって減少した収入の支払。 	労	労働組合	正社員	食料品製造業	366	R5. 8. 31 R5. 10. 16	R5. 11. 15	77	解決
11	<ul style="list-style-type: none"> 未消化の年次有給休暇相当分の金銭の支払。 	労	国の関係機関	その他 (アルバイト)	その他の生活関連サービス業	不明	R5. 11. 30 R5. 11. 28	R5. 12. 18	50	打切り
12	<ul style="list-style-type: none"> 会社の業務が原因となって適応障害となったことを認め、慰謝料を支払うこと。 適応障害の治療のために要した病院代及び交通費を支払うこと。 	労	国の関係機関	契約社員	その他のサービス業	460	R5. 11. 1 R5. 11. 30	R5. 12. 18	48	打切り
13	未払給料の支払	労	国の関係機関	その他	建設業	1	R5. 10. 15 —	R5. 12. 20	67	取下げ